

資料 1

平成 14 年 10 月 9 日

金融システム改革以降の取引所市場を巡る動き

2. 取引所市場のあり方の見直し

(1) 取引所集中義務の現状

我が国証券市場、なかんずく株式市場においてこれまで中心的役割を果たしてきたのは東京をはじめ全国8都市に開設されている証券取引所である。取引所は、需給の集約による公正な価格形成及び効率的な証券取引の実現に当たって重要な役割を担ってきた。取引所は、証券取引の分野で特別な地位を認められ、独占禁止法の適用を受けずに、証券取引法上の自主規制機関として会員証券業者の行動に一定の制約を課すことが容認されてきた。しかしながら、このうち、取引所定款による取引所集中義務や取引所受託契約準則による固定手数料制は、競争制限的なものとなっているのではないかと指摘されるようになってきた。

証券市場改革に当たって、競争促進は不可欠な要素である。競争は、市場仲介者間のみならず市場間においても促進される必要がある。市場参加者及び仲介者が、それぞれの取引ニーズに合わせて、最もふさわしい取引の場を自由に選択できるようにすべきである。そのためには、会員証券会社に対して上場有価証券の取引を取引所において執行することを義務づけている取引所集中義務は、その撤廃を含め、抜本的に見直す必要がある。このことは、とりも直さず、取引所市場のあり方そのものを抜本的に見直すことを意味している。

取引所集中義務は、取引所市場に厚みを与えるとともに、公正な価格形成に資することを目的として設けられている。戦後の我が国証券市場、なかんずく株式市場においては、この取引所集中義務の下で取引所に需給を統合することにより公正な価格形成、取引の円滑化が図られてきた。市場の信頼を高めていく必要性は、今後ますます高まっていくものと考えられるため、取引所市場のあり方の見直しに当たっては、公正な価格形成機能を阻害するようなことがあってはならない。

(2) 取引所集中義務の見直し

近年、取引所集中義務を見直す必要があるとの声が急速に高まっているが、その背景としては以下のような環境変化が指摘される。

第一に、前述の通り、市場間競争を促進する観点から、証券会社の取引の執行を行う場を制約している規制を、その撤廃をも含め、抜本的に見直していく必要がある、との指摘が強まっている。

第二に、市場における機関化現象の進展に伴い、株式注文の大口化やバスケット化が進む等投資家の取引ニーズが一層多様化してきている。また、取引コスト削減、

即時一括執行、匿名性等を求める動きも高まっている。このため、現在の取引所の取引システムにおいては効率的な執行が難しい取引形態が増加してきている。例えば、機関投資家が取引所において大口の売買注文を発注した場合、注文約定に相当の時間を要する（時間リスク）ほか、約定価格もあらかじめ想定できない（価格リスク）という指摘がある。また、機関投資家が一度に複数銘柄をまとめて取引するバスケット取引を注文しようとした場合、取引所においては一括した取引執行が困難であるとともに、バスケット全体としての約定価格をあらかじめ想定できないという指摘もある。したがって、取引所は、このようなニーズにこたえていくため、取引所集中義務を弾力的に見直していく必要がある。

第三に、通信・情報技術の発達に伴い、従来の取引所の枠組みを超えた取引の出現に備える必要が生じている。各種の市場情報が容易に入手できるようになれば、市場へのアクセス度も高まり、市場参加者による取引手法の選択の範囲は急速に広がろう。また、取引所非会員の証券会社が取引所定款に拘束されずに自由に新たなニーズにこたえるための取引を行っていくことが予想され、会員証券会社との間でアンバランスが生じる懸念も指摘される。更に、今後、電子媒体を利用した私設市場が開設される可能性をも踏まえた市場インフラやルールを整備していく必要性が高まっている。

第四に、証券取引の国際化が進展するのに伴い、国内で執行しにくい取引は簡単に国外へ流出していく可能性が高まっている。平成10年4月からの実施が予定されている外為法改正による自由化は、そのような国際的な市場間競争を一層加速するものと思われる。したがって、取引所集中義務のように、国内の市場仲介者を通じた取引の手法に制約を課している制度は、速やかにそのあり方を見直し、我が国証券市場を国際的に見て、利用者にとって魅力あるものとしていくためには、取引所市場の効率化を進めていく必要がある。

(3) 検討の方向性

証券市場を巡る環境変化に的確に対応して、取引所の機能を向上させていくためには、取引所市場のあり方について以下のような検討が必要である。

第一は、現行の取引所内における取引システムの見直し及び所要の改善である。具体的には、例えば、大口・バスケット取引に対応した売買制度の導入、立会時間外の取引需要に対応するための終値売買制度の導入や立会時間の延長等が検討対象となろう。これら取引所内取引システムの改善については、取引所が主体性を持ち、投資家及び会員証券会社のニーズに対応して適切な改善措置を講じていかねばならない。

第二は、取引手法の一層の多様化を図るためには取引所内の取引システムの改善

だけでは不十分であり、取引所外取引を認める方策である。この場合、個人投資家を含む幅広い投資家が安心して市場に参加できるようにする観点から、取引所集中義務の考え方は残し、取引所外取引は大口・バスケット取引等の新たなニーズに限定して認めてはどうかとの考え方もある。しかしながら、取引所集中による公正な価格決定の意義は認められるとしても、市場間競争を徹底させるためには、現在定款により課されている義務を撤廃することが必要である。これにより、個人投資家による取引を含め、全ての投資家による取引について取引所外取引を認めることが適当である。

第三は、新たに取引所外取引を認める場合、取引所外での取引において執行される価格と取引所における価格との関係についての整理である。取引所外取引において独自の需給関係による価格形成が行われる場合、それは公正かつ透明に行われる必要がある。そのためには、取引所外取引を行う証券会社に対して、常時、気配を提示し、各社・各取引所の気配をシステム的にリンクした上で、顧客の注文を最良の価格で執行する義務を負わせることが前提条件となる。しかしながら、このようなインフラを整備するためには多大なコスト及び相当の準備期間が必要となる。また、取引所外取引への需給の分散が主たる市場である取引所の流動性を低下させ、むしろ公正な価格形成が阻害される懼れもある。したがって、将来的には我が国証券市場のあり方としてそのようなシステムを構築した市場という選択肢もありうるものの、我が国の現状からすれば、当面、取引所の価格形成機能を最大限活用した枠組みの構築の方が効率的かつ望ましいと考えられる。

第四は、取引所外取引を認める場合、投資家保護の観点から取引の公正性確保の面での手当てである。従来は、取引所集中義務によって取引執行を取引所に集中させることで、競争原理を働かせた公正な価格決定が確保されると考えられていた。しかし、情報伝達手段が高度に発展した今日においては、むしろ重要なのは価格情報の報告・集中・公表であって、取引執行の取引所への集中ではない。したがって、取引所外取引を認めた場合には価格情報の報告・集中・公表が不可欠な要素となる。また、取引所外取引に対しても公正取引を担保するためのルールが課されることが必要である。

(4) 取引所集中義務撤廃のスキーム

我が国において取引所外取引を認めていくに当たっては、以下のスキームを中心³に検討することが適当である。今後、関係者間で実務的な検討を進め、証券取引法の改正を含め所要のルール整備を図った上で、できるだけ早期に実施に移されるべきである。なお、法改正に先立ち、投資家ニーズに対応するため取引所内取引の改善策として実行しうるものについては早急に実施されるべきであることはいうまでもない。また、債券等についてはその特性等に応じた所要の措置がとられるべきである。

- ① 取引所定款における取引所集中義務は削除されるべきである。但し、これは公正な価格形成を行う上で取引が取引所に集中することの意義を否定するものではない。
- ② 取引所外取引を行う際の取引価格は、立会時間中については、価格の公正性を確保するため、取引所における当該銘柄の価格の一定範囲内とする。具体的には、今後の検討課題であるが、例えば小口取引では最良気配の範囲内、大口取引では直近時価の上下数%以内という考え方がとられるのが適当である。この際、大口等の定義は平均的な取引量に照らして銘柄ごとに決められることが適当である。なお、立会時間外に取引所外で行われる取引の価格については、特段の制限を設けないこととするべきとの意見もあるが、今後、実務的に検討を深める必要がある。
- ③ 取引の公正性・透明性を確保する観点から、証券会社は投資家に対して、取引態様（取引所内か仕切売買か等）を説明し、投資家が仕切売買を明示的に希望した場合にのみ、仕切売買で執行するものとする。
- ④ また、証券会社は、取引所外取引の内容（価格、約定数量、時間等）を直ちに自主規制機関に報告する義務を負う。自主規制機関は、取引内容を原則として直ちに公表することとする。なお、報告の方法及び内容並びに情報の公表方法等については、今後、実務的に検討を深める必要がある。
- ⑤ 取引所外取引についても取引所取引と同様の公正取引ルールを整備するとともに、売買停止等の緊急措置の実効性を確保する等所要の法整備を図ることとする。

(5) 私設取引システムへの対応

従来、我が国においては、非会員証券会社を含めて、上場株式等の需給は全て取引所に集約してきた。しかしながら、取引所集中義務が撤廃されれば、今後、証券会社及び投資家等による私設取引システム（伝統的な取引所とは異なる私的組織が電子的技術を活用して取引サービスを提供する取引システム）の開設が予想される。このような新たな取引形態に関しても、取引の公正性が確保できるよう法的な手当てを整備する必要がある。

この場合、新たな取引システムが、取引所と同程度の高い価格形成機能を有したものとなれば、そのようなシステムは、当然、取引所としての規制を受ける必要があろう。しかしながら、当面、このようなシステムでは、基本的に取引所の価格形成機能を活用し、取引所と同程度の高い価格形成機能は有しないと考えられるので、

取引所ではなく、証券業として整理することが適當となる。但し、不公正取引を防止する観点から、これらについても、証券会社としての規制に加え、取引が行われる場としての性質に応じた最低限のルールは課される必要がある。また、そのような手当てが講じられたものについては、証券取引法上において開設を禁止している「有価証券市場に類似する施設」には該当しないとの立場を法律上明確にすることが適當である。

なお、経済的に見れば有価証券市場の定義は広く考えられるべきであろうが、証券取引法上、有価証券市場とは取引所における取引であると限定して定義されている。今後、有価証券取引が行われる場が取引所以外にも広がることが予想されるため、このような規定振りを見直す必要性につき検討を深めることが適當である。

(6) 地方取引所のあり方

取引所集中義務の撤廃は、取引所のあり方、特に地方取引所のあり方に対して大きな影響を与える問題である。具体的には、地方取引所の売買高が一層減少し、取引所としての価格形成機能の喪失がより顕著になる事態も予想される。このような中にあって、各地方取引所は、それぞれ独自性を發揮し、創意工夫による効率的なサービスを提供する努力を強めない限り、現状のままでは取引所としての存在意義が問われることとなろう。したがって、今後、各取引所及びそれを支える会員証券会社が主体性をもってそれぞれの取引所のあるべき姿について地元経済界等と議論を深めていく必要がある。一方、行政にあっては、取引所が自主性を発揮できるよう、取引所の参入退出のあり方を含め、取引所市場の法的枠組みについての見直しを行っていく必要がある。

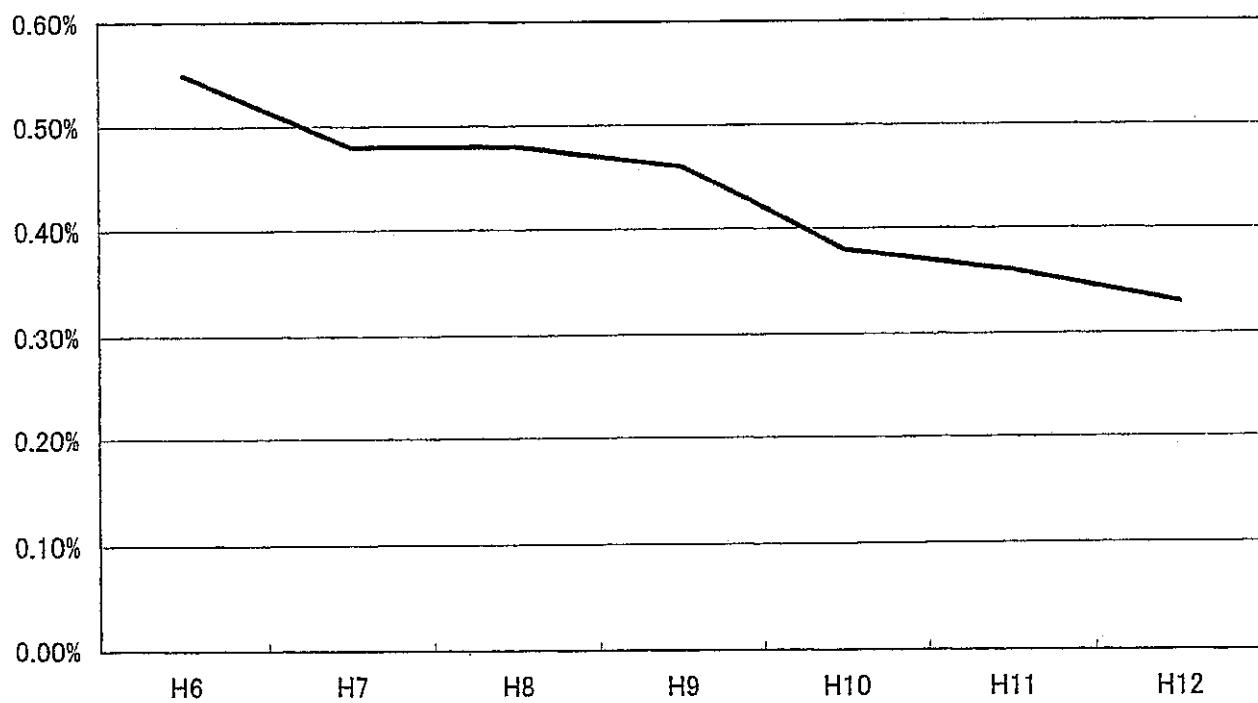
株式委託手数料自由化の経緯

平成6年4月 売買代金10億円超の部分に係る
手数料を自由化

平成10年4月 売買代金5千万円超の部分に係る
手数料を自由化

平成11年10月 完全自由化

株券委託手数料率



東証市場における委託売買手数料／委託売買代金 で計算(会員申告ベース)。

(東証より入手したデータをもとに作成)

取引所における取引システムの見直し、改善の内容

平成 14 年 10 月 9 日

【東京証券取引所】

項目	時 期	備 考
<新市場の開設>		
○ 株券オプション市場の開設	1997年 7月	
○ 新興企業向け市場マザーズの開設	1999年 11月	37 銘柄上場 (平成 14 年 9 月末現在)
○ 不動産投資信託証券 (REIT) 市場の開設	2001年 3月	6 銘柄上場 (平成 14 年 9 月末現在)
○ 株価指数連動型投資信託受益証券 (ETF) 市場の開設	2001年 6月	15 銘柄上場 (平成 14 年 9 月末現在)
○ その他の新商品の上場制度等の構築	2000年 8月	協同組織金融機関の優先出資証券 (2000 年 8 月)、トラッキング・ストック (2001 年 1 月) 等
<取引インフラの整備>		
○ 立会外取引制度の導入	1997年 11月	株券等 (1997 年 11 月)、TOPIX 先物 (1998 年 10 月)、国債先物 (2001 年 4 月)
○ ToSTNeT システムの稼働	1998年 6月	ToSTNeT - 1 [大口対等売買取引・バスケット売買取引] (1998 年 6 月)、(ToSTNeT - 2 [終値売買取引]) (1998 年 8 月)
○ 一般気配に係る注文数量の公表	1998年 11月	複数 (上下 3 本) の気配値段及び注文数量の公表 (2000 年 12 月)
○ 信用取引制度の見直し	1998年 12月	従来の信用取引の制度信用取引への変更、一般信用取引の導入
○ 株券売買立会場の閉場	1999年 4月	注文入力制限の廃止 (1998 年 3 月)
○ 新株式売買システムの稼働	2000年 5月	株券売買の完全自動化 (2000 年 7 月)、才取会員による媒介業務終了 (2001 年 4 月)
○ 取引参加者への板情報のデジタル提供	2000年 7月	
○ 派生商品市場の整備	1998年 11月	証拠金・値洗い制度の見直し (1998 年 11 月)、国債先物限月間スプレッド取引の開始 (2000 年 8 月)、国債先物取引イブニングセッションの開始 (2000 年 9 月)、SPAN の導入 (2000 年 10 月)
<決済インフラの整備>		
○ 口座振替による売買取引代金等の即日資金化の実施	1997年 12月	
○ 「清算機関化」実施	1999年 5月	
○ 株券等のDVP (資金と証券の同時決済) の実施	2001年 5月	転換社債のDVP 実施 (2001 年 11 月) により、有仙証券のDVP 導入が完了
○ 清算参加者制度、清算基金制度の導入	2001年 11月	
○ 統一清算機関の設立	2002年 7月	2003 年 1 月業務開始予定
<上場制度の整備>		
○ 公開前規制の見直し	1997年 9月	ブックビルディング方式による公開価格決定方式の導入
○ 会社情報適時開示の充実	1998年 7月	電子開示システム (TDnet) の導入 (1998 年 7 月) 及び他市場との連携 (2000 年 7 月)、適時開示要件の規定化 (1999 年 9 月)
○ 株式投資単位の引下げ促進に向けたアクション・プログラムの策定	2001年 9月	投資単位が 50 万円未満の水準となるよう取組みを強化
○ 決算短信における記載内容の充実 (コーポレート・ガバナンスの充実)	2001年 9月	定性的情報 (コーポレート・ガバナンス情報等) の記載内容の充実を要請
○ 四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラムの策定	2002年 6月	
○ 市場第一部・第二部上場銘柄の信頼性向上のための上場制度の見直し	2002年 10月	上場廃止基準に時価総額基準を導入
<自主規制業務の充実>		
○ 自主規制業務に関する体制の整備	1999年 11月	海外委託者の調査に関する理事会決定の制定 (1999 年 11 月)、市場監視グループ (ISG) への加入 (2000 年 6 月)
○ 有価証券の売買等に関する留意事項・ガイドラインの策定・公表	2000年 1月	ファイナンス銘柄の売買等に関するガイドライン (2000 年 1 月) インサイダー取引の未然防止のための留意事項 (2000 年 11 月)
○ 証券会社のコンプライアンスに関するケーススタディ集の策定	1999年 11月	
<組織基盤の整備>		
○ 証券会員制法人から株式会社に組織変更	2001年 11月	

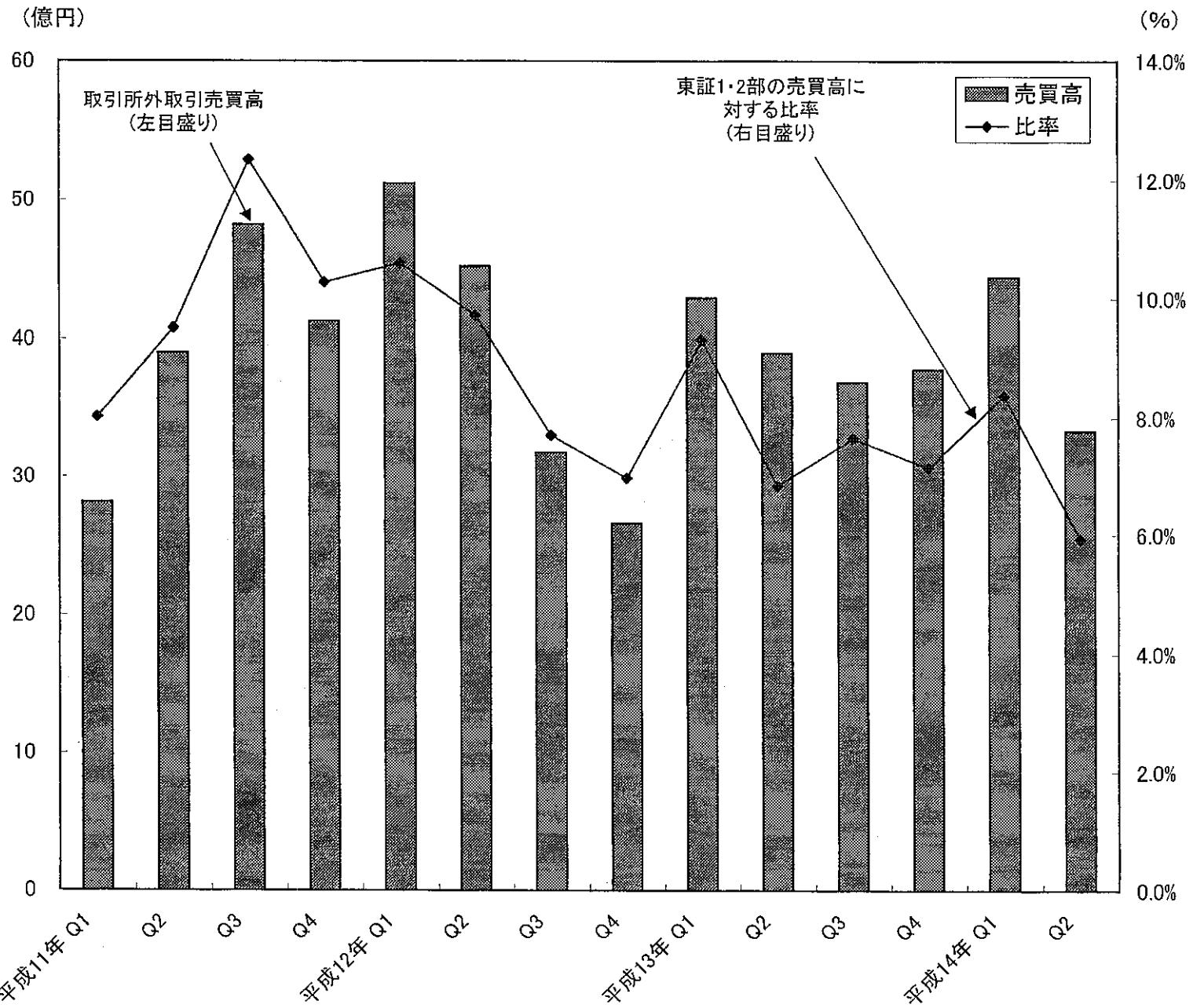
取引所集中義務の撤廃

金融システム改革以前においては、市場に厚みを与えるとともに、公正な価格形成に資することを目的として、取引所の定款により、取引所に上場されている株券等については、会員証券会社に取引所市場における取引が義務づけられていた（取引所集中義務）。

しかし、金融システム改革において、国際的な市場間競争の促進、投資家の取引ニーズへの対応等の観点から、以下のとおり、この取引所集中義務は撤廃され、取引所外取引が解禁されたところ。

- 取引所定款における取引所集中義務を削除する。
- 証券会社が投資家に対し取引態様（取引所内か取引所外か等）を説明し、投資家が取引所外での執行を明示的に希望した場合にのみ、取引所外で執行することとする。（証券取引法第37条、第38条）
- 証券会社は、取引所外取引の内容（価格、約定数量等）を直ちに証券業協会に報告することとする。（同法第79条の2）
- 証券業協会は、証券会社から報告を受けた取引所外取引を取りまとめ、銘柄毎に売買高、高値、安値、最終値等を毎日公表することとする。（同法第79条の3、第79条の4）
- 従来の相場操縦等行為の禁止等の規定は、主として有価証券市場における売買を対象とした規制となっていたことから、有価証券市場と有価証券市場外での売買を通じた相場操縦等行為についても規制対象とした（同法第159条）。
- 取引所外取引の取引価格については立会時間中については取引所における当該銘柄の価格の一定範囲内とすることとする。（上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則第5条）
 - ・ 小口注文 直近最良気配の範囲内の価格
 - ・ 準大口注文 直近売買価格の上下3%以内
 - ・ 大口注文 直近売買価格の上下7%以内
 - ・ バスケット注文 構成銘柄の直近約定価格の上下5%以内

取引所外取引の動向



(出典)日本証券業協会及び東京証券取引所調べ

PTS（私設取引システム）について

PTS (Proprietary Trading System : 私設取引システム) とは、電子的技術を利用して、同時に多数の者を相手に、有価証券の売買又はその媒介等を集団的・組織的に行うもので、証券取引法における証券業として位置付け、これを認可制とすることで投資者保護を図っている。

1. 導入の経緯（金融システム改革：平成 10 年 11 月）

取引所集中義務の撤廃により、米国同様、PTS の開設が予想された。適正な監督規制が及ばない場において有価証券の取引が集団的・組織的に行われることになれば、市場における公正な価格形成が阻害され、投資者保護に欠けることも予想された。一方で、PTS 業務は投資者の利便性向上に資するものであることから、民間の創意工夫を發揮させるため、取引所ほど高度な価格形成機能を有しない取引システムの提供を証券業務として位置付け、以下のような必要最小限の規制を課すこととした。

- ・ PTS 業務を行う場合には、認可が必要（最低資本の額、売買価格の決定方法。受渡し決済の方法等の認可基準）
- ・ 売買価格の決定方法は、①取引所等の終値を用いる方法と②電子情報処理組織の上で、顧客同士が交渉を行い、相対取引を成立させる方法の 2 つに制限。

2. 規制の見直し（平成 12 年 12 月）

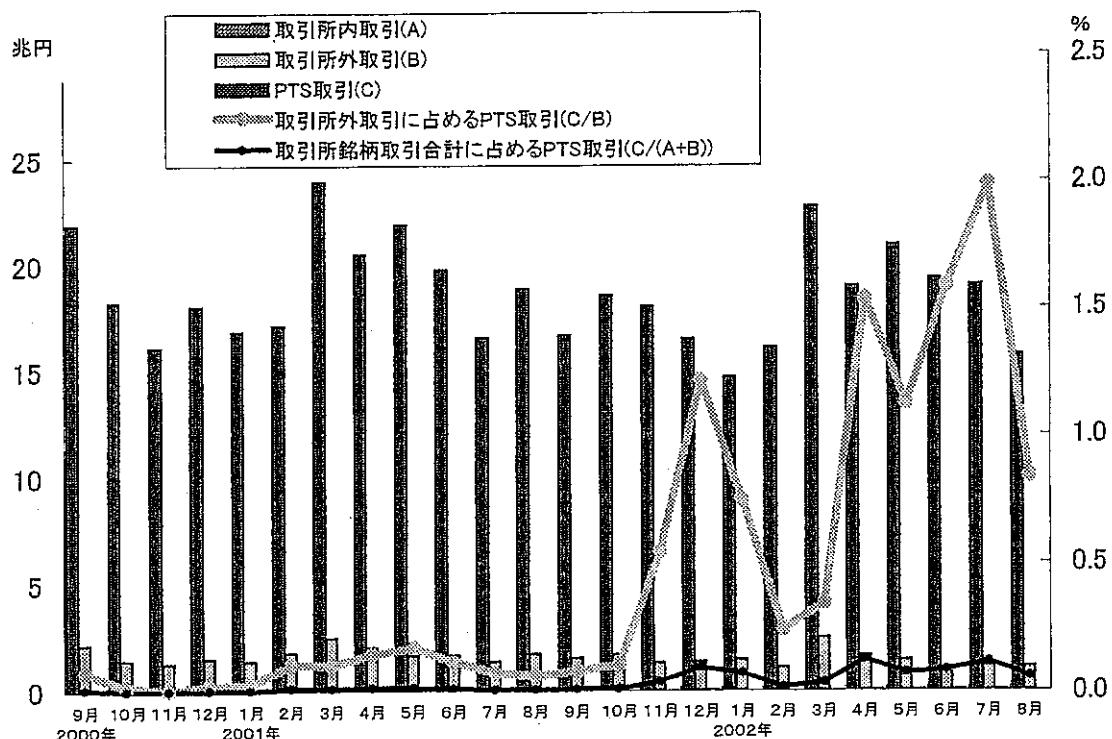
PTS 業務のより一層の発展を図り、有価証券市場全体の効率性を向上させる等の観点から、以下のような PTS 規制の見直しを行った。

- ・ 売買価格の決定方法に顧客注文対当方式（顧客同士の注文を対当させることにより取引を成立させる方法）と売買気配提示方式（証券会社が売り気配及び買い気配を提示し、当該気配に基づき自己の計算で顧客との間で売買を行う方法）を追加した。
- ・ 公正取引確保の観点から、①価格情報等のリアルタイムでの外部公表、②取引高シェアが一定の水準を越える場合には、売買管理体制等の拡充等の一定の措置を講ずる、といった点を認可の条件とした。
- ・ 投資者保護の観点から、PTS 規制（認可基準、定期報告）について一定の見直しを行った。

証券取引所上場銘柄のPTSにおける売買状況(売買代金)

(単位:百万円、%)

	取引所内取引(A)	取引所外取引(B)	合計(A)+(B)	PTS取引(C)	取引所外取引に占めるPTS取引(C/B)	取引所銘柄取引合計に占めるPTS取引(C/(A+B))
2000年9月	21,868,249	2,172,122	24,040,371	1,608	0.074	0.007
2000年10月	18,209,345	1,431,294	19,640,639	219	0.015	0.001
2000年11月	16,103,386	1,266,379	17,369,765	41	0.003	0.000
2000年12月	18,023,659	1,509,228	19,532,887	299	0.020	0.002
2001年1月	16,861,022	1,389,226	18,250,248	369	0.027	0.002
2001年2月	17,135,724	1,778,765	18,914,489	1,775	0.1	0.009
2001年3月	23,946,132	2,476,062	26,422,194	2,470	0.1	0.009
2001年4月	20,492,554	2,022,334	22,514,888	2,898	0.143	0.013
2001年5月	21,919,525	1,653,276	23,572,801	2,789	0.169	0.012
2001年6月	19,760,469	1,672,047	21,432,516	1,914	0.114	0.009
2001年7月	16,542,804	1,351,364	17,894,168	956	0.071	0.005
2001年8月	18,846,274	1,733,260	20,579,534	1,002	0.058	0.005
2001年9月	16,674,889	1,533,309	18,208,198	1,208	0.079	0.007
2001年10月	18,546,464	1,708,941	20,255,405	1,721	0.101	0.008
2001年11月	18,019,141	1,292,496	19,311,637	7,018	0.543	0.036
2001年12月	16,493,727	1,353,829	17,847,556	16,396	1.211	0.092
2002年1月	14,709,776	1,466,345	16,176,121	10,969	0.748	0.068
2002年2月	16,050,719	1,104,843	17,155,562	2,643	0.239	0.015
2002年3月	22,740,431	2,486,599	25,227,030	8,482	0.341	0.034
2002年4月	18,983,300	1,641,869	20,625,169	25,152	1.532	0.122
2002年5月	20,898,596	1,422,088	22,320,684	15,956	1.122	0.071
2002年6月	19,343,217	1,037,505	20,380,722	16,429	1.584	0.081
2002年7月	19,044,145	1,152,646	20,196,791	22,897	1.986	0.113
2002年8月	15,732,054	1,117,976	16,850,030	9,336	0.835	0.055



取引所の株式会社化にかかる法律改正（平成12年5月成立）

1. 経緯

国内的・国際的に市場間競争が一段と激化してきている中で、11年7月にニューヨークやロンドンの証券取引所が相次いで株式会社化の計画を発表した。こうした状況の下、証券取引所等が円滑な資金調達や迅速な意思決定を行うことを可能とするため、公共性を確保する措置を講じたうえで、その組織形態として株式会社を可能とすべきであるとの考え方に基づき、「証券取引所及び金融先物取引法の一部を改正する法律案」が12年3月17日に国会に提出され、12年5月23日に可決・成立した。

2. 法律改正の内容

- (1) 証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という）の組織形態に株式会社を導入した。
 - ・ 証券取引所等の組織形態として、従来の会員組織に加え株式会社を認めた。
 - ・ 免許の仕組みを、証券取引所等の設立に対する免許から市場の開設に対する免許に変更した。
- (2) 証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、次の措置を講じた。
 - ・ 株式会社形態の証券取引所等の資本の額は政令で定める金額（10億円）以上でなければならないこととした。
 - ・ 何人も、株式会社形態の証券取引所等の発行する株式を5%を超えて保有してはならないこととした。
 - ・ 業務範囲は、市場の開設及びこれに附帯する業務とした。
 - ・ 会員又は取引参加者が法令等を遵守しなければならない旨を定款に記載しなければならないこととした。
- (3) 証券取引所の株式の自市場への上場等について承認制を導入した。
- (4) 会員組織から株式会社への組織変更に関する手続規定を整備した。
- (5) 改正法の施行日を平成12年12月1日とした。

3. 株式会社化の動向

これまでに、東京、大阪、名古屋の各証券取引所が株式会社への組織変更を行っている。概要は以下のとおり。

	東京証券取引所	大阪証券取引所	名古屋証券取引所
組織変更年月日	平成13年11月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日
社長名	土田 正顕	巽 悟朗	畔柳 昇
役員数(組織変更時)	15	19	13
資本金(億円)	115	40	10

証券取引所の概要

(データは平成14年8月末現在)

項目	取引所	東京	大阪	名古屋	福岡	札幌
上場会社数(うち単独上場会社)		2,114 (1,050)	1,326 (368)	574 (103)	251 (34)	174 (16)
第一部		1,497 (567)	869 (39)	434 (10)	251 (34)	173 (15)
第二部		581 (447)	354 (236)	139 (92)		
新興企業市場(注)		36 (36)	4 (4) 99 (89)	1 (1)	0	1 (1)
上場会社数 外国部		36	_____	_____	_____	_____
上場株式数(億株)		3,349	2,757	2,013	1,320	1,233
株式時価総額(兆円)		275	197	141	89	85
売買高(平成13年1月～12月)(億株)		2,040	123	14	0.4	0.4
売買代金(平成13年1月～12月)(兆円)		202	20	2	0	0

(注)「新興企業市場」は、それぞれ、東京(マザーズ)、大阪(上段:新市場部、下段:ナスダック・ジャパン市場)、名古屋(セントレックス)、福岡(Q-board)、札幌(アンビシャス)。

各国取引所の市場規模の推移等

【時価総額】

(単位: 10億ドル)

	東証	NYSE	Nasdaq	ロンドン	ドイツ	ユーロネクスト	香港	シンガポール
1991	3,117	3,484	491	986	392	373	122	48
1992	2,319	3,798	619	928	347	350	172	49
1993	2,906	4,213	792	1,151	461	455	385	135
1994	3,592	4,148	794	1,145	499	452	270	136
1995	3,545	5,655	1,160	1,347	577	500	304	151
1996	3,011	6,842	1,512	1,643	665	587	449	153
1997	2,161	8,880	1,726	1,996	825	676	413	106
1998	2,440	10,278	2,244	2,373	1,087	985	344	96
1999	4,463	11,438	5,205	2,855	1,432	1,497	609	198
2000	3,157	11,535	3,597	2,612	1,270	1,447	623	155
2001	2,265	11,027	2,740	2,165	1,072	1,844	506	117

【売買代金】

(単位: 10億ドル)

	東証	NYSE	Nasdaq	ロンドン	ドイツ	ユーロネクスト	香港	シンガポール
1991	823	1,520	694	554	405	117	39	18
1992	477	1,745	891	663	454	125	79	19
1993	793	2,283	1,350	866	564	170	132	84
1994	860	2,454	1,449	1,029	592	202	126	85
1995	884	3,083	2,398	1,153	594	213	96	64
1996	939	4,064	3,302	1,413	812	282	166	60
1997	896	5,778	4,482	1,989	1,068	414	454	74
1998	751	7,318	5,519	2,888	1,492	588	206	59
1999	1,676	8,945	10,467	3,399	1,551	770	230	107
2000	2,316	11,060	19,799	4,559	2,120	1,065	377	95
2001	1,661	10,489	10,935	4,551	1,442	3,180	241	71

【上場企業】

(単位: 社)

	東証	NYSE	Nasdaq	ロンドン	ドイツ	ユーロネクスト	香港	シンガポール
1991	1,764	1,989	4,094	2,572	405	1,074	357	182
1992	1,768	1,750	4,113	2,440	410	1,008	413	195
1993	1,775	1,945	4,611	2,412	409	934	477	216
1994	1,782	2,128	4,902	2,416	417	922	529	251
1995	1,791	2,242	5,127	2,502	678	904	542	272
1996	1,833	2,476	5,556	2,623	692	891	583	296
1997	1,865	2,626	5,487	2,513	700	924	658	334
1998	1,890	2,670	5,068	2,423	741	1,097	680	358
1999	1,935	3,025	4,829	2,274	933	969	708	408
2000	2,096	2,468	4,734	2,374	983	966	790	480
2001	2,141	2,400	4,063	2,332	983	1,132	867	492

(出典) World Federation of ExchangesのHomepageより作成

(注) ユーロネクストの2000年以前のデータはパリ証券取引所のデータを使用。